

2016年（平成28年）4月1日

【商業登記簿上の住所】

奈良市高畑町1200番地の9

【旅行業法上の登録営業所の住所】

大阪市西区新町2丁目2番2号 モンベル本社ビル

株式会社ベルカディア

代表取締役 辰 野 勇 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理 事 長 山 崎 省 吾

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕もてぎ司法書士事務所

司法書士 茂木 昌子

TEL : 078 - 371 - 1721

FAX : 078 - 371 - 1712



消費者契約法第41条第1項に基づく請求書

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下、「当法人」といいます。）は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に

関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

当法人は、貴社に対し、2014年（平成26年）7月30日付申入書及び同年12月12日付再申入書の2度にわたり、貴社が主催する募集型企画旅行契約につき、「同意書」への署名を求める貴社の行為の中止等を申し入れるとともに、2015年（平成27年）3月27日付質問書及び同年8月18日付再質問書において、「同意書」に関する貴社の法的見解を明らかにしていただくよう求めました。

ところが、貴社は、当法人が上記申入れ等によって、貴社による「同意書」の取得が消費者契約法の規律に反する旨の指摘をした後も、「同意書」の文言を変更はするものの、その取得自体は止めるつもりがないことを回答しています。

そこで、当法人は、貴社に対し、次のとおり、消費者契約法第41条第1項の請求として本請求書を送付します。なお、本書面が到達したときから1週間以内に当法人の請求に応じていただけない場合には、貴社に対して消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起させていただきますことをご留意ください。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本請求に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 請求の要旨

- 1 貴社は、貴社との間で募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、別紙契約条項目録1又は同目録2記載の内容の条項を含む、同旅行契約の契約条件に関する特約の締結を勧誘するに際し、以下の各事項のいずれをも告げてはならない。

- (1) 当該特約を締結しなければ募集型企画旅行契約に基づく旅行サー

ビスの提供を受けることができないこと

(2) 当該特約の締結が消費者の任意に委ねられたものではなく、これを締結しなければならないこと

(3) 当該特約のうち別紙契約条項目録 1 又は同目録 2 記載の内容の条項が有効であって、当該特約の締結後において消費者がこれを遵守しなければならないこと

2 貴社は、貴社との間で募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、同旅行契約の契約条件に関する特約を締結するに際し、別紙契約条項目録 1 又は同目録 2 記載の内容の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。

3 貴社は、別紙契約条項目録 1 記載の内容の条項が記載された書面及び電子データを破棄せよ。

第 2 紛争の要点

1 事実関係

貴社は、株式会社モンベルのグループ会社として、「モンベル・アウトドア・チャレンジ (M.O.C.)」の名称で登山、カヌー、ラフティング、サイクリング等を行う募集型企画旅行を催行する第一種旅行業者です。貴社は、みずからが旅行業を営む上で使用する約款として、標準旅行業約款を採用しています。

貴社は、現在、貴社との間で募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、別紙契約条項目録 1 記載の内容の条項（以下、「本件契約条項 1」といいます。）が記載された「イベント参加チケット」を送付し、この条項についての「同意書」に消費者が必ず自署して旅行開始にあたり持参するよう求め、かつ、本件不当条項を含む「イベント参加チケット」の記載事項の遵守を求め、また、もし上記「同意書」に自署して持参しない場合には、旅行に参加することができない旨、告知しています。

また、貴社は、貴社が運営するウェブ・サイト内のウェブページにも、本件契約条項 1 を表示し、貴社との間で募集型企画旅行契約を締結しようとする消費者に対し、本件契約条項 1 に対する同意を求めています。

ところで、貴社は、当法人に対する 2015 年 9 月 15 日付け「再質問書に対する御回答」の第 1 項において、今後は、「イベント参加チケット」に記載する「同意書」の対象たる条項を別紙契約条項目録 2 記載の内容の条項（以下、「本件契約条項 2」といいます。）に変更する旨、回答していますが、現在のところは、まだ本件契約条項 2 は使用していません。

2 本件契約条項 1 の消費者契約法との抵触

(1) 不実の告知

事業者が、(1)消費者契約の締結について勧誘するに際し、不特定かつ多数の消費者に対し、(2)重要事項について、(3)事実と異なることを告げ、または、告げるおそれがあるときは、その行為は消費者契約法第 12 条第 1 項に基づく差止請求の対象となります。

本件において、貴社は、(1)貴社との間で標準旅行業約款に基づく募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、「イベント参加チケット」に記載する「同意書」に署名を求める方法で、当該旅行契約の契約条件に関する特約（標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部第 1 条第 2 項参照）である本件契約条項 1 の締結を勧誘するに際し、(2)貴社の免責を定める本件契約条項 1 の締結に関する取引条件について、(3)以下のとおり、事実と異なることを告げ、または告げるおそれがあります。

すなわち、①実際には、「同意書」への署名をするか否か、すなわち、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部第 1 条第 2 項所定の特約の締結をするか否かは、契約の自由の原則に基づき消費者の自由に委ねられているにもかかわらず、貴社は、「左の同意書は必

ずイベント当日までにご記入いただき、当日のスタッフにお渡しください。」、「ご参加前に必ずチケット両面の内容を確認し、同意書欄へご署名をお願いいたします。」との、あたかも消費者には「同意書」への署名を拒み上記特約の締結をしないでおく自由がないかのような不実の告知をしています。

また、②実際には、「同意書」への署名を拒み上記特約の締結をしなかったとしても、消費者は、貴社との間で既に締結している募集型企画旅行契約に基づく旅行サービスの提供を受ける権利を失うわけではないにもかかわらず、貴社は、「ご記入のない場合にはご参加いただけません。」、「ご署名がない場合、イベントには参加していただけませんのでご注意ください。」との、あたかも消費者は、「同意書」への署名を拒み上記特約の締結をしない場合には貴社から旅行サービスの提供を受けることができないかのような不実の告知をしています。

さらに、③実際には、標準旅行業約款の定める契約条件と異なる特約は、法令に反せず、かつ、消費者の不利にならない範囲に限って、標準旅行業約款の定めに優先するものであるところ（標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部第1条第2項）、本件契約条項1は、標準旅行業約款には存在しない免責条項であり、消費者の不利になることが明らかであるとともに、次項に述べるとおり、消費者契約法に抵触しており法令に反するものであり、したがって、本件契約条項1は、あきらかに無効であり、仮に本件契約条項1を含む特約を締結したとしても、消費者はこれを遵守する必要はありません。にもかかわらず、貴社は、「イベントには参加者個人の責任において参加し、当社のルールを遵守していただきます。」との、あたかも消費者が、本件契約条項1を含む特約を締結した場合にはこれに拘束されるかのような不実の告知をしています。

以上のとおり、貴社は、消費者に対し、本件契約条項1を含む特

約の締結を、締結拒否の自由の認められないものであるかのように告知し、しかも、もし締結を拒めば旅行に参加できないと告知して、その締結を事実上強要し、さらに本件契約条項 1 を含む特約は仮に締結されたとしても法的には効力を有しないにもかかわらず、その遵守を求め、事実上、消費者を威圧して貴社に対する法的権利の主張を断念させようとしています。貴社のこのような行為は、消費者契約法第 4 条第 1 項第 1 号所定の不実告知に該当します。

よって、貴社の行為は、消費者契約法第 1 2 条第 1 項に基づく差止請求の対象となります。

(2) 不当条項の使用

事業者が、(1)消費者契約の締結について勧誘するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で、(2)民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、(3)民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものを含む、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その行為は消費者契約法第 1 2 条第 3 項に基づく差止請求の対象となります。

本件において、貴社は、(1)貴社との間で標準旅行業約款に基づく募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、「イベント参加チケット」に記載する「同意書」に署名を求める方法で、当該旅行契約の契約条件に関する特約（標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部第 1 条第 2 項参照）の締結を勧誘するに際し、(2)任意規定（民法第 4 1 5 条、民法第 4 1 6 条並びに民法第 7 0 9 条、民法第 7 1 7 条、製造物責任法第 3 条、自動車損害賠償保障法第 3 条等）によれば、債務不履行又は不法行為による損害賠償請求権を制約なく行使することができるのに比し、上記「同意書」記載の免責条項たる本件契約条項 1 により、消費者の損害賠償請求権を制限しています。

ところで、生命・身体に対する損害賠償責任については、その法益が極めて重要であることから、たとえ一部であっても、これを免責する条項は、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであると考えられています。また、判例によると、消費者契約法第10条の解釈において、当該条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきであるとされているところ（最判平成23年7月15日・裁判所ホームページ）、本件では、特に契約成立経緯に関して、標準旅行業約款の規律のもとで一旦募集型企画旅行契約が成立しているにもかかわらず、貴社は、上記のとおり、不実告知を伴う勧誘により、その契約条件を標準旅行業約款よりも消費者に一方的に不利益に変更することを強いており、この点の信義則違反も非常に大きいものです。

本件契約条項1は、以下のとおり、消費者の生命・身体に対する被害について、貴社の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を、一部免責する内容のものであり、消費者契約法第10条に抵触します。

記

- ①本件契約条項1のうち、「私は、M.O.C.のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し」との文言から見て、旅行業者が募集型企画旅行契約上負担している安全確保義務のうち、安全な旅行行程を設定する義務の不履行について免責をするとともに、旅行行程に関する説明義務の不履行についても免責をするものである。
- ②無過失責任である土地工作物責任や製造物責任、あるいは中間

責任である自動車損害賠償保障法上の運行供用者責任については、免責をするものである。

③債務不履行責任における故意または過失の主張立証責任を転換させるものである。

④履行補助者の故意または過失によって被害が生じた場合には、免責をするものである。

⑤貴社指示による消費者の離団後の行動について、免責をするものである。

したがって、本件契約条項 1 は、消費者契約法 10 条に抵触するものです。

よって、貴社の行為は、消費者契約法第 12 条第 3 項に基づく差止請求の対象となります。

3 本件契約条項 2 の消費者契約法との抵触

(1) 不実の告知

今後の使用が予定されている本件契約条項 2 についても、貴社には、「イベント参加チケット」に記載する「同意書」の取得方法をあらためる意向は見られません。したがって、上記の本件契約条項 1 について指摘した不実の告知に関する事項については、すべて本件契約条項 2 についてもあてはまるものです。

(2) 不当条項の使用

今後の使用が予定されている本件契約条項 2 についても、上記の本件契約条項 1 について指摘した事項は、すべてそのまま同様に該当するものです。

ところで、本件契約条項 2 において、但書として付記されている「但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。」との条項は、いわゆるサルベージ条項の形態により、本文たる不当条項の救済をはかる趣旨のものです。サルベージ

条項は、契約から生じる権利義務について適切な情報を消費者に提供しない点で透明性に欠けること、これを有効とすれば、消費者に対して事実上不当条項を押し付け、泣き寝入りを強いること、事業者に対して適正な内容での契約条項の策定へのインセンティブを削ぐこと等の理由から、本文たる不当条項を救済する効力を持たず、結局、本件契約条項2は全体として消費者契約法10条に抵触すると考えられます。

4 まとめ

よって、当法人は、貴社に対し、消費者契約法第12条第1項及び同条第3項に基づき、本書をもって、請求の要旨のとおり、現に使用されている本件契約条項1については、不実告知による契約の勧誘、不当な契約条項を内容とする契約の締結の停止等を請求し、また、今後使用されるおそれがある本件契約条項2については、不実告知による契約の勧誘、不当な契約条項を内容とする契約の締結の予防を請求するものです。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

神戸地方裁判所

以 上

契 約 条 項 目 録

- 1 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、
万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、
貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄
し、全て自己責任とすることに同意します。

但し、募集型企画旅行契約の場合には、私は、標準旅行業約款に基づ
き貴社の定める国内（または海外）募集型企画旅行条件書に規定される
特別補償に関する請求権を放棄するものではありません。

- 2 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、
万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、
貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄
し、全て自己責任とすることに同意します。

但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しく
は関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。